

## 5. 農山漁村の暮らしと自然

### <<本体プログラム>>

農林漁業者、民家、民宿に宿泊体験し、自然の中での仕事と暮らし、自然の恵みや循環を感じるプログラムです。生態系サービスとしての自然と人間の関わりを体験します。

### 5-1 田仕事のお手伝いと自然の恵み

水田稲作農家に宿泊し、その仕事、暮らし、自然環境を体験します。

農家は、子どもたちの安全や健康に配慮しつつ、できるだけ日常の仕事や暮らしを体験させ、家の周辺や田んぼの自然を感じさせるようにします。

#### ■田んぼの仕事

佐渡における水田稲作は、稲の年1作で、裏作はありません。春から秋にかけて主な作業が行われます。佐渡では、トキの野生復帰をきっかけに、「生きものと共生できる米づくり」を行っています。農薬や化学肥料をできるだけ減らして栽培するとともに、冬に田んぼに水を入れて、小さい生きものたちが増えるよう、そして、鳥たちが休んだりエサを取れるようにしています。田んぼに「江」という水たまりをつくったり、田んぼと水路の間に小さな生きものが行き来できるようにして、田んぼから水を抜くときに生きものが逃げられるような工夫もしています。その分だけ、農家の仕事は大変になりますが、生きものと暮らすことの大切さからの取り組みです。

1年を通して様々な生きものが田んぼをすみか、エサ場、産卵場などとして使用しています。訪れる時期に応じて、田んぼでの仕事、周辺での仕事などを体験しつつ、田んぼとその周辺の自然を体験します。

春：田起こし、畦ぬり、代かき、苗づくり、田植え など

夏：田んぼの草取り、畦道の草刈り、畦の補修、水路の補修 など

秋：ひえぬき、あぜ道の草刈り、稲刈り、はぜかけ、脱穀、精米 など

#### ■稲作農家の仕事と暮らし

生きものと共生できる米づくりのために、農家が「生きもの調べ」をしています。田んぼの中にいるイトミミズやユスリカの幼虫をはじめ、肉眼で確認可能な生きものを確認し、田んぼの状態を把握します。このほか、昆虫や動物などの存在も調べていきます。子どもでもできる調査なので、プログラムに組み込むこともあります。

農家の庭先には、山などから移植した有用植物（民間薬や食べられるなど）があります。また、蔵などには、様々な食材が乾燥や塩蔵で保存されています。道具も、竹やツタなどを利用したものがあります。自然に近い暮らしは、自然を活用した暮らし方です。田んぼだけでなく、農家の暮らしの中にある自然とのつながり、関わりを体験することも大切です。

所要時間：2日間

■田んぼ・水路を利用する生きもの

鳥（トキ、サギ類、カラス、スズメ、カモなど）

ほ乳類・は虫類（ネズミ、モグラ、カメ、ヘビ、トカゲなど）

両生類（カエル、サンショウウオ、イモリなど）

魚類・甲殻類（ドジョウ、メダカ、ナマズ、タナゴ、サワガニ、スジエビなど）

昆虫（トンボ、バッタ、カメムシ、ホタル、ゲンゴロウ、アメンボ、クモなど）

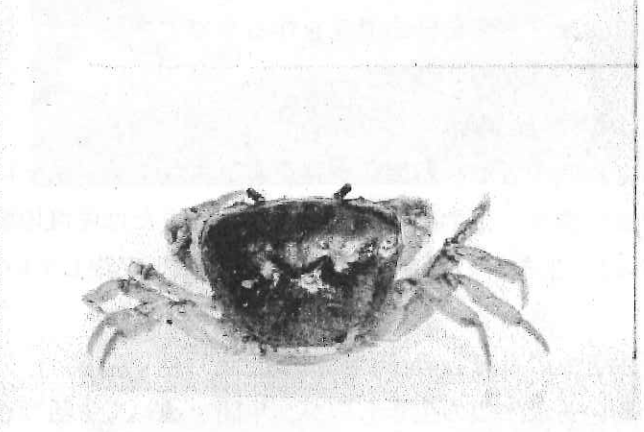
貝類（カワニナ、シジミなど）



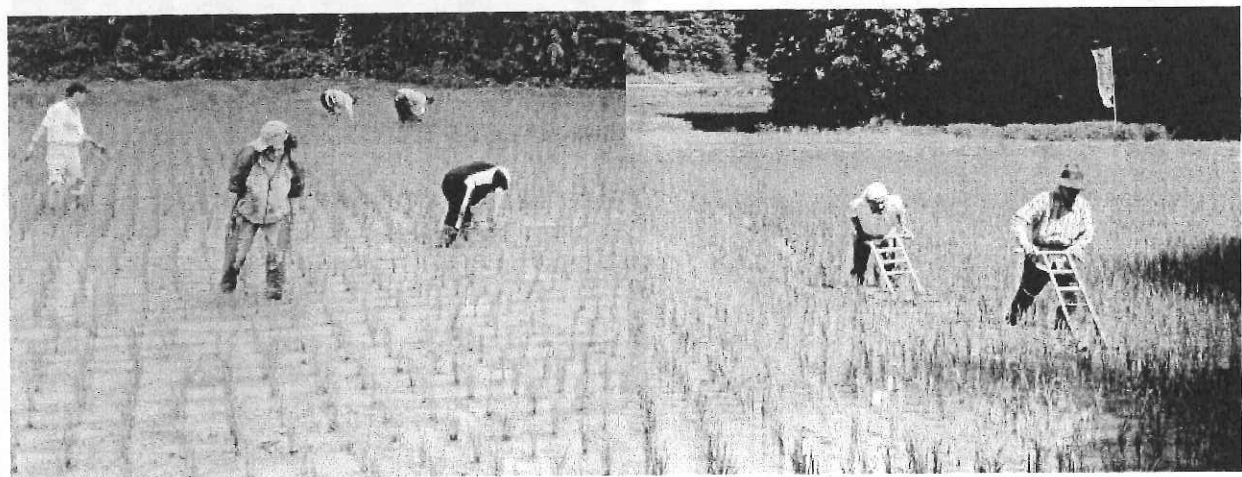
茅葺きの屋根



山の棚田



田んぼのそばに古タイヤを置き、ワラをかぶせておくと、そこにサワガニが集まる



## ■朱鷺と暮らす郷米と生きもの調べ

2008年9月25日、トキの試験放鳥が行われ、昭和50年代に野生から姿を消したトキが再び佐渡の自然に還りました。水田を主なエサ場とするトキと、農業の共生を目指して、佐渡市では、2008年度から「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を立ち上げました。農薬と化学肥料の削減と、生きものを育む農法を組み合わせたトキと共生できる米の栽培を推進しています。



生きものを育む農法とは、水田内に江（深み）の設置、ふゆみずたんぼの実施、魚道水路、ビオトープの設置により、年間を通して水田に水をため、ドジョウやカエルなどの命を守り、それをエサとするトキを育む農法となります。08年9月現在267名の農家が434haの水田で取り組みを進めています。「トキも人も小さな生きものも共生できる環境を創造しよう」を合言葉に、トキが水田で餌をとる姿を心待ちにしています。

また、小さな生きものを守る取り組みとして生きもの調査も実施しています。農家や、「佐渡 Kids 生きもの調査隊」として、子どもたちも生きものが生息する環境について調べ、学んでいます。これらの取り組みにより生産された米が、佐渡コシヒカリ「朱鷺と暮らす郷」であり、2008年秋より販売しています。販売金額の一部はトキ募金に寄付されています。環境に優しく、トキや生きものの命を育むお米、トキを守る環境を作る米です。

認定基準は次の4つです。

- (1) 佐渡産の米である。
- (2) 栽培者が、新潟県が認定するエコファーマーに認定されている。
- (3) 農薬・化学肥料を使用しない、または佐渡地域慣行栽培基準から5割以上減らしている。
- (4) 「生きものを育む農法」を1つ以上実践している

「生きものを育む農法」とは

いろいろな水辺の生きものが、年間を通して生活できる環境をつくる農法です。具体的には、

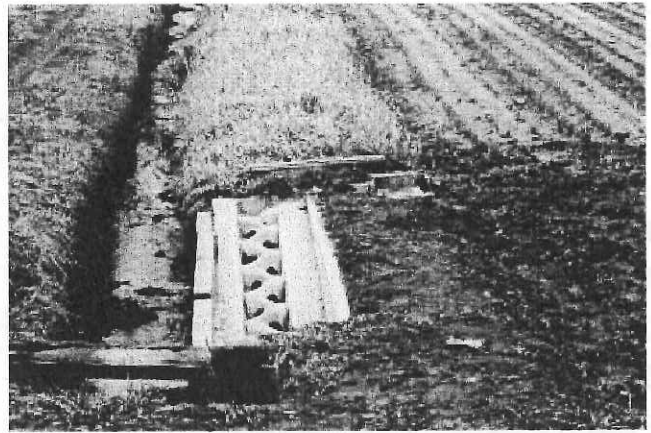
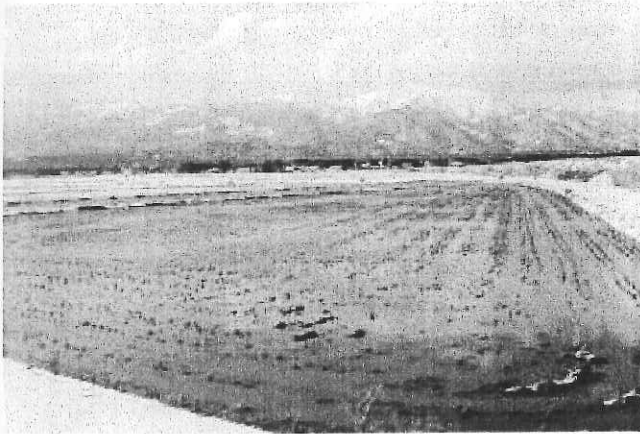
- (1) 江の設置…年間を通して水をたたえる深溝（江）を水田内に設ける。

これは水稲の中干し期に水をぬいて田んぼを乾かすときに、水辺でくらす生きものたちの避難場所になります。

- (2) 冬期湛水…冬に田んぼに水を張る。

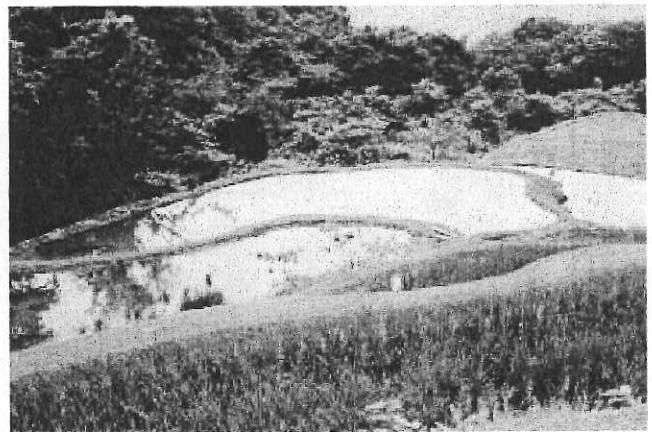
これは水辺の生きものの越冬場所となります。その生きものを食べる鳥類のエサ場にもなります。





(3) 水路・魚道の設置…川と水路と田んぼに、つながりを作る。  
田んぼの生きものの中には、季節によって近くの川などに行き来して生活するものもいます。

(4) ビオトープの設置…田んぼの近くにビオトープを設ける  
稲作による環境の変化に関係なく、生きものが1年を通してすむことができます。  
水田管理のプロである農家の方がビオトープを管理することで、年間を通して環境のよいビオトープが維持されます。



認証の方法は  
佐渡市水田農業推進協議会が現地を視察し、基準を満たしていると判断されたお米に認証します。  
認証したお米には「朱鷺と暮らす郷づくり」認証マークがついています。

(佐渡市農業振興課生産振興係)

